

筥崎宮地区の良好なまちなみ形成に向けて補助金の対象事業を募集します。

受付期間：令和7年3月21日から令和7年4月30日まで

※上記期間後は予算が残っている場合のみ追加で受付します。

福岡市では、歴史的資源と調和した良好なまちなみ景観を形成・保全して後世に伝えていくため、R6年3月に筥崎宮周辺を都市景観形成地区へ指定しました。つきましては、景観形成の促進を目的として、道路や公園などに面した建物等の修景、外構工事、屋外広告物の適正化を対象に、歴史的な景観に資する修景へ費用の一部を補助する事業を行っています。

※本募集は令和7年度の事業で、現場未着手、かつ令和8年3月中旬頃までに工事完了が可能な事業を対象としています。

応募方法

対象費用の詳細等をご説明しますので、まずは、下記担当までご相談ください。

期日までに提出書類に必要事項を記入し、都市景観室までご持参ください。

※様式は都市景観室で受取、または福岡市 HP (<http://www.city.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードできます。

福岡市 景観



応募要件

■ 補助金交付対象者

対象地区（下図赤枠）内の建築物の所有者または占有者で、建築物等の修景や屋外広告物の適正化を行う方

※その他、市税の滞納がないこと、暴力団関係者でないことが要件です

筥崎宮地区都市景観形成地区

JR箱崎駅



整備事例（参考：御供所地区）



門構え・外構工事
上呉服町飲食店



玄関ポーチ・駐車場改修
御供所町個人住宅

お問い合わせ先

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部

都市景観室

TEL 092-711-4589

担当 推進係

FAX 092-733-5590

■ 補助金の対象費用および補助金の額

1. 対象費用

- ① 建築物の外観や外構等の整備について、景観形成地区の基準を満たした工事費から、通常の整備に要する工事費を差し引いた差額
- ② 既存不適格となっている広告物の除去や改善に要する費用

2. 補助金の額

工事：対象費用の2分の1以内、かつ限度額 300 万円
広告物除去：対象費用の2分の1以内、かつ限度額 100 万円
※補助金予算の範囲内での受付となりますので、限度額まで助成をお約束するものではありません。

■ 留意事項

1. 申込み多数の場合は、按分による減額などを行う場合があります。
2. 申請前に着手・完了している場合は、補助金の対象になりません。また年度内に工事完了及び担当による現地確認の必要がございます。

景観の届出制度について

福岡市では、境内の豊かな緑や路地、町割りなどを活かした魅力あるまちなみの形成・保全を図るため、令和6年3月に宮崎宮地区を都市景観形成地区に指定し、建物の外観を落ち着いた色とすることや外壁の素材などに基準を定めています。建物の新築・改築や屋根・外壁の塗替えなどを行う場合には、届出などの手続きが必要となりますので、事前に都市景観室にご相談ください。

なお、店舗等のテナント営業者が、外壁の塗替えや看板を設置しようとする際も、手続きが必要となる場合がございますので、あわせて関係者への周知をお願いします。

届出対象行為

例えばこんな場合には**事前**に届出が必要です！



建物を新築するとき



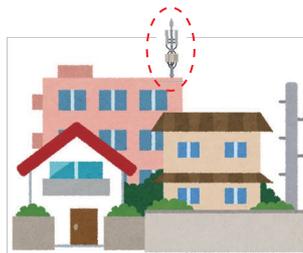
建物を増築するとき



建物を改築するとき



屋根・外壁を塗り替えるとき



携帯電話の基地局アンテナを設置するとき



塀や生け垣をつくるとき



コインパーキングをつくるとき



大きな木を切り倒すとき



看板を設置するとき

※屋外広告物許可申請

条例で定められた規模以下のものや、行為を行う箇所によっては届出が不要なものもありますので事前相談にてご確認ください。

制度の内容についてご不明な点などございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

届出手続きの流れ

